

児童扶養手当過誤払収納管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第6条の規定により昭和60年8月1日以降認定した児童扶養手当（以下「手当」という。）を受給している者（以下「受給者」という。）に対して過って支払った手当に係る還金の管理収納事務に関し必要な事項を定め、もって、それらの事務の円滑かつ適切な運用を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において「過誤払金」とは、次の各号に該当する手当をいう。

- (1) 法第4条に規定する支給要件（以下「支給要件」という。）に該当しなくなった後に、受給者からの届出の遅延のため、過って支給すべきでない者に支払った手当
- (2) 支給要件にかかわる児童について変動があった後に、受給者からの届出の遅延のため、過って支給すべき額を超えて支給した手当
- (3) その他払込手続等の事務処理上の過誤により、支給すべきでない者に支給し、又は支給すべき額を超えて支給した手当

(返還金の通知)

第3条 過誤払金が生じたときは、その額を決定し、児童扶養手当過誤払金返還通知書（第1号様式）及び児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書（第2号様式）を受給者あてに送付する。

(返還方法の決定)

第4条 受給者からの児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書を審査し、受給者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6の各号の1に該当するときは、返還期間5年を限度として、受給者の支払能力及び資産の状況等を総合的に判断し、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの返還方法を決定する。この場合において必要と認められるときは、受給者からの申請に基づき1年を限度として過誤払金の返還を猶予することができる。ただし、返還を猶予する事由が期間経過後も継続している場合には、期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により返還方法を決定したときは、児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書（第3号様式）を受給者に送付する。
- 3 第1項により返還方法を決定したときは、児童扶養手当過誤払金返還台帳（第4号様式）に記入し、管理する。
- 4 過誤払金の返還猶予（猶予期間の延長を含む。）の申請書は、児童扶養手当過誤払金返還猶予申請書（第5号様式）によるものとする。
- 5 前項の申請があったときは、返還猶予の可否を決定し、受給者に児童扶養手当過誤払金返還猶予決定通知書（第6号様式）を送付する。

(返還金の内払調整)

第5条 法第31条の規定により、過誤払金は、その後に支払う手当があるときは、その支払うべき手当の内払金とみなすことができる。

(一括返還)

第6条 受給者は、未返還の過誤払金について、第4条の規定にかかわらず、いつでも一括返還をすることができる。

- 2 受給者が故意に第4条の規定により決定された返還方法による過誤払金の返還を怠ったときは、未返還の過誤払金の全額について、児童扶養手当過誤払金一括返還請求書（第7号様式）を受給者に送付し、一括返還を命じることができる。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。